

華誠の法務ニュースレター

2021年04月 第20号

華誠の動向

華誠パートナーが執筆した破産管財人優秀専門文章が上海市破産管財人協会から表彰
華誠が2021年度ALB中国法律大賞年度上海法律事務所にノミネート

法律の動向

市場監督管理総局、2021年に5つの知的財産権関連法規立法作業計画あり
最高人民法院が国家賠償事件における精神的損害賠償責任の確定に関する司法解釈を公布

知的財産権

最高人民法院が知的財産権の懲罰的賠償司法解釈を公布

ネットワークとデータセキュリティ

市場監督管理総局が「インターネット取引監督管理弁法」を公布

金融と証券

証券監督管理委員会が改正版「上場会社情報開示管理弁法」を公布

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:
264000
E-mail: gansu@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話: 020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟
507 室
電話: 0512-68431110

成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204
電話: +86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

華誠パートナーが執筆した破産管財人優秀専門文章が上海市破産管財人協会から表彰	4
華誠が2021年度ALB中国法律大賞年度上海法律事務所にノミネート	4
中国知的財産権新年フォーラム、華誠が2020年度「中国傑出知的財産権サービスチーム」の称号を獲得	4

法律の動向

市場監督管理総局、2021年に5つの知的財産権関連法規立法作業計画あり	5
最高人民法院が国家賠償事件における精神的損害賠償責任の確定に関する司法解釈を公布	5

知的財産権

国務院が改正版「企業名称登記管理規定」を公布	6
国家知識産権局が商標の悪意ある抜け駆け登録行為を取り締まる特別措置を手配	6

ネットワークとデータセキュリティ

市場監督管理総局が「インターネット取引監督管理弁法」を公布	7
部門がよくあるタイプのアプリに必要な個人情報範囲の規定を発行	7

金融と証券

証券監督管理委員会が改正版「上場会社情報開示管理弁法」を公布	8
--------------------------------	---

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な状況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知識産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠パートナーが執筆した破産管財人優秀専門文章が上海市破産管財人協会から表彰

最近、上海市破産管財人協会第 1 期会員大会第 2 回会議が上海で成功裏に開催された。会議では、「破産管財人優秀専門文章」に選ばれた受賞者と機関が表彰された。華誠法律事務所主管パートナーの銭軍亮弁護士とパートナーの朱小蘇弁護士が執筆した、「『民法典』契約編の総則における若干の新規則が企業破産に与える実務的な影響」という文章が 2 等賞を受賞し、会場で授賞を受けた。



華誠が 2021 年度 ALB 中国法律大賞年度上海法律事務所にノミネート

このほど、「アジア法律雑誌」(Asian Legal Business) にて 2021 年度中国法律大賞の入選リストが正式に発表され、華誠が年度上海法律事務所の賞にノミネートされた。

知るところによれば、ALB 中国法律大賞は業界をリードする法律事務所と優秀な企業法務チーム、優れた法律専門家、及び前年度の優秀な取引事例を表彰することを目的としており、より多くの法律チームと従事者が自らの分野で優れた貢献を行うよう奨励することに力を入れている。

華誠は上海に本部を置く総合法律事務所として、数年来上海の都市建設のために自ら微力を尽くして、都市の重大なプロジェクトのために全方位型の法律サービスを提供し、順調に進むようにサポートし、都市のすべてのページの新しい成果と輝きを見届けている。

中国知的財産権新年フォーラム、華誠が 2020 年度「中国傑出知的財産権サービスチーム」の称号を獲得

4 月 17 日夜、「第 11 期中国知的財産権新年フォーラム・2021 中国知的財産権代理人年次総会授賞式」がセントレジス北京 (THE ST. REGIS BEIJING) で盛大に開催された。授賞式において、華誠知的財産権サービスチームは再び 2020 年度「中国傑出知的財産権サービスチーム」の称号を獲得した。



年に一度の「中国傑出知的財産権サービスチーム」選考活動は「中国知的財産権」雑誌が主催している。今回の選考活動は知的財産権サービスチームの業務範囲と専門の特長を出発点として、専門指標の格付けと取材報道を総合的に結合するという方式を採用し、選考に参加したチームの総合的な能力を全方位的に評価した。



市場監督管理総局、2021年に5つの知的財産権関連法規立法作業計画あり

このほど、市場監督管理総局が2021年立法作業計画を発表し、年間の立法項目が合計67件であることを明確にした。これには、法律、行政法規の審議稿を6部起草する予定であること、部門規章を61部制改定する予定であることが含まれている。知的財産権の保護を強化するために、国務院に「中華人民共和国特許法実施細則」、「商標代理管理弁法」、「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」、「馳名商標の認定と保護に関する規定」、「団体商標、証明商標の登録と管理に関する弁法」の合計5部の知的財産権関連の法規立法作業計画を提出する。

国家市場監督管理総局 より

最高人民法院が国家賠償事件における精神的損害賠償責任の確定に関する司法解釈を公布

このほど、最高人民法院は「国家賠償事件の審理における精神的損害に対する賠償責任の確定に係る法律適用の若干の問題に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、2021年4月1日から施行した。

「解釈」は合計14条であり、主に5つの部分の内容に分かれており、即ち、精神的損害に対する賠償請求と受理、人に精神的損害を与え、重大な結果をもたらしたことの認定基準、責任方式の適用規則、精神的損害に対する慰謝料の基準と支払、その他の条項となっている。「解釈」では、重大な結果をもたらす客観的な状況を初めて規定しており、人に精神的損害をもたらす異なる程度の結果（人に精神的損害をもたらす、重大な結果をもたらす、結果が特に重大である場合）と責任の負担方式、及び精神的損害に対する慰謝料の支払基準に対応し、また、精神的損害に対する慰謝料の金額を確定する際に考慮する若干の要素を明確にした。

最高人民法院 より

知的財産権

最高人民法院が知的財産権の懲罰的賠償 司法解釈を公布

最近、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、2021年3月3日から施行した。

「解釈」では知的財産権民事事件における懲罰的賠償の適用範囲、故意、情状が重大な場合の認定、計算基準額、倍数の確定などについて具体的な規定を行った。「解釈」の趣旨は、裁判基準の明確化を通じて、懲罰的賠償を正確に適用して重大な知的財産権侵害行為を処罰するよう各級の裁判所を指導することにある。「解釈」の公布は懲罰的賠償制度を実行するための重要な措置であり、人民法院が知的財産権の司法保護を全面的に強化するという決意をはっきりと示しており、科学技術イノベーションの法治環境の更なる最適化にとって重要な意義がある。

最高人民法院 より

華誠は、知的財産権の業務分野において業界での先進的な地位に立ち、豊かな経験を有しています。最も早く涉外特許の代理資格を獲得した知的財産権サービス機関の一つとして、華誠の知的財産権業務は、商標、特許、著作権、及び各種の新しいタイプの知的財産権の代理とコンサルティング業務、権利行使・訴訟業務、及び商事知的財産権法律業務などをカバーしています。

華誠がご提供しているサービスには、主に次のことが含まれています。

- 知的財産権代理及びコンサルティング業務
- 知的財産権の権利行使及び訴訟業務
- 商事知的財産権法律業務

国家知識産権局が商標の悪意ある抜け駆け登録行為を取り締まる特別措置を手配

国家知識産権局はこのほど、「商標の悪意ある抜け駆け登録行為取締特別措置方案」（以下、「方案」という）を発行し、2021年3月から商標の悪意ある抜け駆け登録行為を取り締まる特別措置を集中的に展開することを決定した。

「方案」によると、特別措置では、「国家又は地域の戦略、重要な活動、重要な政策、重要なプロジェクト、重要な科学技術プロジェクトの名称を悪意をもって抜け駆け登録する行為」等、商標の悪意ある抜け駆け登録、不当な利益の画策、商標登録の管理秩序の攪乱、比較的大きな社会的悪影響をもたらす行為の10種類を重点的に取り締まる。「方案」ではまた、精確な取り締まりの強化、総合的な施策等の5大任務措置を明確にした。例えば、商標の悪意ある抜け駆け登録行為の行政処罰情報を法や規則に基づいて全国公共信用情報リストに入れることを推進し、信用ファイルに記入する。商標代理機関が商標の悪意ある抜け駆け登録行為に従事することに対する取り締まりを強化し、情状が重大な場合は、その機関が行う商標代理業務の受理停止について法に基づき報告し請求するなどである。

国家知識産権局 より

ネットワークとデータセキュリティ

市場監督管理総局が「インターネット取引監督管理弁法」を公布

市場監督管理総局はこのほど、「インターネット取引監督管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、2021年5月1日から施行される。

「弁法」は合計56条であり、総則、オンライン取引事業者、監督管理、法的責任、付則の5章が含まれている。そのうち、消費者の権益保護の問題について、「弁法」では、事業者は抱き合わせ販売商品などの選択肢を消費者のデフォルトの同意として設定してはならず、消費者が過去の取引で選択した選択肢を消費者のデフォルトの選択として設定してはならず、展示期間の自動延長、料金の自動更新サービスを要求する事業者は、消費者がサービスを受ける前及び展示期間延長、料金更新の5日前に、顕著な方式で消費者の注意を喚起しなければならず、消費者が自主的に選択することなどを要求している。また、「弁法」では、インターネット经营主体の登録、新業態の監督管理、プラットフォーム经营主体の責任、個人情報保護などの重点的な問題について明確に規定している。

国家市場監督管理総局 より

4部門がよくあるタイプのアプリに必要な個人情報の範囲の規定を発行

最近、国家インターネット情報弁公室秘書局など4部門が共同で「よくあるタイプのモバイルインターネットアプリに必要な個人情報の範囲の規定」（以下、「規定」という）を公布し、2021年5月1日から施行される。

「規定」では、マップナビゲーション、オンライン配車予約、インスタントメッセージなど39種類のよくあるタイプのアプリに必要な個人情報の範囲を明確化し、必要でない個人情報の提供にユーザーが同意しないことにより、アプリの基本機能サービスの利用を拒否してはならないと事業者に要求している。「規定」によると、住宅賃貸販売類アプリの基本機能サービスは「個人物件情報のリリース、住宅の賃貸または売買」であり、必要な個人情報には、1. 登録ユーザーの携帯電話番号、2. 物件の基本情報：住宅の住所、面積/間取り、希望販売価格または賃貸料が含まれている。オンライン動画類アプリの基本機能サービスは「映画、音楽の検索と再生」であり、個人の情報を必要とせず、基本機能サービスを利用することができる。

国家インターネット情報弁公室 より



証券監督管理委員会が改訂版「上場会社情報開示管理弁法」を公布

中国証券監督管理委員会はこのほど、改訂版「上場会社情報開示管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、2021年5月1日から施行される。

「弁法」の主な修正内容は以下の通りである。1. 情報開示の基本的な要求の完備、簡明・明晰・分かりやすさという原則の追加、自発的開示についての規範的要求の細分化等、2. 定期報告制度の完備、上場会社の取締役、監事、上級管理職の異議声明制度のピンポイント補強、3. 臨時報告についての要求の細分化、重大事件の状況の補足改善、上場会社の重大事項開示時点の完備、4. 情報開示事務管理制度の完備、上場会社は内部情報を知る者の登録管理制度を構築しなければならないという要求を追加、上場会社は取締役、監事、上級管理職が対外的に情報をリリースする際の行為規範を制定しなければならないという要求を追加、5. 監督管理措置の類型の完備、異議声明制度の濫用に対する法的責任を特別に設置。



中国証券監督管理委員会 より